

○科學技術特別委員會

內閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出月日	本院に受領
55	日本原子力研究所法の一部を改正する法律案	平、三六	又は(衆)へ 送付月日
受領	平、五〇	委員会付託	參議院
可決	平、五六二	議員会議決	衆議院
可決	平、六三元	本会議決	衆議院
科学技術	平、七六	委員会付託	衆議院
可決	平、四七	議員会議決	衆議院
可決	平、五八	本会議決	衆議院
旨説明聴取	平、五一〇	本会議決	備考

本院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送衆へ提	参議院	衆議院	備考
12	8	7				
日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案	海洋開発委員会設置法案	海洋開発基本法案				
外岡昭次君 (五、四)	外塙出啓典君 (四、三)	外塙出啓典君 (五、二) 四三三 名	外塙出啓典君 (五、一) 四五三 名	(月日)		
五六	四五	四五	五六	付月日	出月日	
五四	四三	四五	五六	付委員会	参議院	
未了	継続審査	継続審査	五六	議員会	本議院	
科学技術 (予)	科学技術 (予)	科学技術 (予)	四五	議員会	本議院	
				議員会	本議院	
				議員会	本議院	
				議員会	本議院	

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送	本院へ	参考
22	18	地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案	(月日)	提出月日	議院へ
日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案	外鈴切康雄君 (五、三、四、三名)	大原亨君 (四、九名)	外鈴切康雄君 (五、三、四、三名)	付月日	衆議院
	四〇		五、四、八		
	(予)	四〇	五、四、八 (予)	付委員会	参議院
				議員会	
				決議	
科学技術	内閣 四〇	五、四、八	付委員会	衆議院	
未了	継続審査	議員会	議本會議		
		決議	議本會議		
				備考	

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）  
（衆議院送付）

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- |     |               |  |
|-----|---------------|--|
| 五九、 | 三、一八 内閣提出     | ものであり、その主な内容は次のとおりである。                               |
| 七、  | 四、一七 衆本會議趣旨説明 | 一、日本原子力研究所の設立の目的及び業務に原子力船の開発のために必要な研究を行うことを加えること。    |
| 六   | 五、一〇 衆可決      | 二、同研究所に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事一人以内を置くものとすること。 |
|     | 七、一 参可決       | 八、一一 参本會議趣旨説明  |

要旨

閣総理大臣及び運輸大臣が原子力委員会の決定を尊重し

て定める原子力船の開発のために必要な研究に関する基

本計画に基づいて行わなければならないものとすること。

四、日本原子力船研究開発事業団を解散し、日本原子力船

研究開発事業団法を廃止すること。

五、その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政の各般にわたりその簡素化及び効率化を進める見地から、日本原子力船研究開発事業団を日本原子力研究所と統合するため同事業団を解散し、その権利義務の一切を日本原子力研究所に承継させるとともに、同研究所の業務として、原子力船の開発のために必要な研究を行ふこと等を規定するなど所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、原子力船「むつ」の存廃問題と原船事業団の原研への統合理由、統合後の日本原子力研究所の研究開発体制、今後の舶用原子炉の研究のあり方、方

法、関根浜新港の建設に伴う漁業補償、土地買収問題等広範にわたり熱心な質疑が行われ、また六月二十二日には、原研東海研究所及び動燃事業団東海事業所に委員派遣を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を

代表して本岡理事、日本共産党を代表して佐藤委員よりそれぞれ反対、また、自由民主党・自由国民會議を代表して古賀理事、公明党・国民會議を代表して塩出理事よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、原子力船の開発のために必要な研究のあり方等に関する事項等四項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。